

別表第3(第5条関係)

(平20教委規則4・追加、平23教委規則7・一部改正)

桜川市就学児童生徒の指定学校の変更に関する基準等

区分	変更期間	添付書類
1 地理的な事情に関するもの		
(1) 指定校への就学が、距離や時間及び通学上の安全確保等の観点から支障があると認められる場合	卒業まで	
(2) 当該地域の慣習又は活動の区域が学区と異なる場合	卒業まで	
2 身体的な事情に関するもの		
(1) 身体虚弱により指定校への通学が困難な場合	卒業まで	医師の診断書等
(2) 疾病等による通院加療により指定校への通学が困難な場合	事由解消まで	医師の診断書等
(3) 指定校に障害の種類に応じた特別支援学級がない場合	卒業まで	
3 家庭の事情に関するもの		
(1) 住宅の新築等により変更を希望する学区への転居が確定している場合	事由解消まで	住居の売買契約書、賃貸借契約書等
(2) 両親が共働き等で帰宅後保護監督者がいないため、保護預かり者がいる学区の学校に通学させたい場合	事由解消まで	保護者の勤務証明書
(3) 兄弟姉妹が指定校の変更の許可を受けており、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合	卒業まで	
4 教育的な配慮を必要とするもの		
(1) いじめ、不登校、その他特別な事情により、指定校への就学が困難な場合	卒業まで	
(2) 学期(学年)途中で転居したが、友人関係又は教育環境を維持することが望ましい場合	学期末又は学年末まで	
(3) 中学校入学時、入部を希望する部活動が指定校にない場合	事由解消まで	入部届の写し
5 その他教育委員会が適当であると認めるとき	事由解消まで	